

明治初年における

近江商人市田家の店制

安岡重明

一、市田家について

ここで紹介する市田家の「改革仕様稿」は、明治八年二月に行われた店制改革の大綱を明らかにする史料である。この文書には年月はかかれていないが、本文中における叙述によって、この改革案が明治八年二月に作製されたものであることがあきらかになる。

すでに『近江商人事績写真帖』や宮本又次教授の『近世商人意識の研究』が市田家三代目清兵衛の定めた「家則」、安永四年の高崎店の「定」などを紹介している。また、近松文三郎氏「市田清兵衛家事歴」(大湖に連載)は、同家の発展を明治十年代までたどっている。市田家は佐々木氏の武士の出身である。慶長年間神崎郡石川村より八幡に移住し小間物店を開いたのが初代庄兵衛であった。長男清兵衛が家業をつぎ、天秤棒を肩に関東に下り、信州・上州の間を奔走して、小間物類を販売

し、帰途にはその地の物産を仕入れ、故国はもろろん、京都・大阪および近国にうりひろめ、家業の拡張に努力し、寛永二十年に没した。三代目清兵衛は小間物のほかに太物類を上州に持ち下り、上州安中駅万屋左衛門方に止宿し、帰国するとき上州産の麻・絹・生糸・真綿などを多く仕入れ、江戸・京都で売捌き、また大阪の綿を信州、上州にもち下って多くの利益をあげた。はじめ清兵衛は安中駅に仮宅を設け、支店同様に取引させたが、やがて高崎に着目し、その商業要路としての将来を予測して、安中駅を引き払い、高崎田町二丁目柏屋利左衛門の家屋を借りて支店とし、嫡子孫市を店主と定めた。このとき小間物の取扱いをやめ、太物や尾張・三河・大阪の繰綿持下りを専業として、かたわら古着類をあつかった。

明治八年の状況をみると、質店・上店・下店の三店があつて、上店は鉄類を、下店は瀬戸荒物を取扱っていた。その外の取あつかひ品目は、絹・太織・麻類であり、また古着もあつた。これら繊維類をあつかつたのはどの店であるのか、この改革仕様稿だけではわからない。

さきの「家則」や「定」はきわめて一般的な内容をもつものであつて、経営方針とかその具体的内容はほとんどうかがうことはできない。これに対して「改革仕様稿」は、けい紙四三枚(八六頁)に若干の空白を除いて、ぎっしりとかきこまれていて、經理の方法から奉公人の勤務条件の微細な点に至るまで詳しく規定し、収益・給金・退職金などについては長期的な立案をなし、具体的な数字までもはじきだしている。若干の不明の

箇所があるが、一読しただけでも、当時の近江商人の合理的な側面を明瞭に知りえて興味ぶかい。

二、改革の概要

「改革仕様稿」の叙述の順に従って、諸規則あるいは諸表の見出しに整理番号をつけ、それらの内容に説明を加えておこう。

一、いちばん最初にかかれていた規則には名称がつけられていない。これは、もともと基本的な経理規定である。いまかりに「勘定総目録作製規則」と名づけておく。

ここでつぎのことが規定されている。年二回の勘定のことは一〇円ずつ積金して滞り貸付金の催促に用いること、古々の備金の利率を月四朱から六朱に変更すること、絹・太織・麻類の元買入金は本家からの融通によること、古手に関しては、年二五円を引去って店に積金とし、残りは三店の利益金に合併すること、三店（質方・上店・下店）の全利益金とは各店の利益から雑用入費を差引いたものであつてこれを全利という。この全利へ古手の全利を合して、全利高の一割を配当金、二割を店積金として残りを本家へ送る。この場合、雑用割の見積りは質店四分、上店三分、下店三分である。（ただし、この比率は何に對する比率か、はつきりしない。三店の雑用費を一〇としたときの各店の雑用費の比率か、各店の収益のうち三分なり四分が費用として認められているのかどうかはつきりしない。）配当金は子供を含む全店員に配分する。二割（二〇〇円）の積金は

店の修習・大普請・火災などのための臨時積金であつて一、五〇〇円から三、〇〇〇円を常時維持すること、絹・太織・麻類に関する店口銭は仕入金高の一割とし、これで諸入費をまかなうこと。従来の一季の勘定総目録をさしおける規則はやめ、二月勘定のみとする。

二、「勘定毎ニ積金表」は、右の規則で定められた各種の積金を一覽表にしたものである。ただし、「瀬戸方店卸毎ニ積金」の二〇〇円については右の規則中に規定はない。

三、「改革見込之表」は、明治三年八月勘定から明治八年二月勘定までの「万利登り高」、「三店利益雑用差引高」、「古手諸入用差引高目」および質方よりの「一利納メ」を計算し、明治八年以降の利益について見通しを立て、収益の配分の見通しをつけたものである。これによると五カ年平均の利益は一、九五八円であつたが、成績のわるかつた明治三、四年を除いて明治五、六、七年の三カ年について利益を計算し、年平均二、五六六円余を求め、この額を以後の見込み利益額として計画の基礎にしている。

四、「年々雑用掛り平均表」も、明治三年から五カ年の平均額九八四円一銭を算出したのち、明治三、四年は物価高騰のため雑用高が高んだという理由ではぶき、五十七年の三カ年平均九〇七円五八銭を計算している。

五、「年々仕着料並ニ小遣金渡し高」は、同じ五カ年間の給金を計算して年平均四八四八〇円を出している。しかしこのとき給料の改訂があり、総計一八一円となり、一二六円五〇銭の

増加となった。このうち七六円五〇銭は雑用掛の減額分にてまかない、残り五〇円は、さきの年間利益の配分の残額より出すべきかといっている。

六、「年々本家為登金見積表」は、以上に規定された経理の諸計算から算出された一カ年の収支の計算である。符号の数字がつかめないので、数字にかきなおすことはできない。現在、大体見当をつけている符号はつぎのとおりである。正 \parallel 一、シ \parallel 一〇、大 \parallel 一〇〇、積 \parallel 一〇〇〇、丸 \parallel 円。

なお、この見積表はつぎの形でかかれてるのであるが、合計のかき方からみて、後掲のように整理したのである。

年々本家為登金見積表

当二月改之後来二月ニ至
テ丸卷ケ年ニ

一 大丸	三店備子
一 長大丸	別金利子
一 一ヲ大丸余	古午節並ニ 万利集口之高
一 一モ大丸	三店利益配当 積金引去高
一 凡正積 \times 大丸	

右之内

一 ヒ大スシ丸	本家諸入用 賄与荷
一 ス大丸	新預子 金利

一 ヌ積丸	質方
一 正積ス大丸	鉄方
一 正積丸	セト方
一 但し利子八月六朱定ル	別金も同断

三店備金

一 正積丸

雑用差引テ利益
並古手全利共

一 正積丸

内正大丸

金利高之啗割
配当引去ル

直大丸

店積金引去ル

(次頁)

一 ヌ大丸	別家渡し金	引残久大丸也	正味本家為登
一 ヌ大スシ丸	給金当積金		
一 正積代大丸也			

七、「店在勤之者年数」には初下りと元服の年月が誌されている。このリストはつぎの、八、「雇人年季給金表」とくらべると給金表の漢字が店員名であることがわかる。ただし、明治十三年からは十二支が現われてくる。明治十三年の欄の亥は、明治八年「亥」年に元服した者の給料はこうなるという仮定のものである。以下の十二支も同様であろう。給金表のたての欄のアラビア数字は給与年額で、下段の欄はその年間の給与総額である。しかし明治三年からは各欄に記入された店員の給料の合計と、下欄の合計額とが一致していない。

九、「積金年給渡指引表」は、年給のための積金を定めたものである。一季一五〇円ずつ、年三〇〇円を積立て、積立金の支出状況を将来にわたって展望している。これは、奉公人の独立資金の積立金としての性格をもつ。別家の際には、二七〇円が「給金」として、一五〇円が「諸入用金」として、合計四二〇円が渡されている。

一〇、「店人配備規則」は、店員配置の基本原則を定めたものである。ここにあらわれる職種は、奥帳場、質方帳場、質取引塵頭、店帳場、鉄方掛り隊長、同次役、瀬戸荒物掛り隊長、同次役の八種であり、この外に若者が手伝いとして働いた。

一一、「任中年限表」は勤務年限を規定したものである。子

供のうちには使い歩き(第五等)、初登りの年より五カ年は係りは不定であつて、いそがしい店へ廻つて働く(第四等)、次の五カ年は三店のうちどれかの持物をもつ(第三等)、最後の五カ年は店の番頭として、取引方法をきめたり、会計を行つたりする(第二等)、奥帳場、質方帳場、店方帳場の者は半年交代である(第一等)。そして明治八年八月よりの配置が示されている。各店は番頭・次役の二人で五年間もちきりである。年限をきつて相役をきめて仕事をさせる方法は興味深い。番頭は五年たつと役あきになり、次役が昇進する。そして次役は年限の達したもののなかから次役をえらぶ。こうして仕事のやりやすい相手を選ぶ機会が与えられていたのである。勤務終つて別家した者は一年休んで翌年より三カ年勤務する。このときには、別家の買得書と地券証を本家にあずけおき、勤めあげたら返還された。別家後の勤務が別家の条件になつてゐる点は注目すべきである。

一二、「年限中登国上下表」は、勤務条件を具体的に定めたものである。(一)勤番の者は一カ年働くと、あと半年は帰国し休息する。この半年の間は本家の出勤を兼ねて私宅の用事をする。一カ年の勤務は半季ごとに持場を交代する。(二)帳場廻りの者もほぼ同様で、その状況は第二条に表示されている。第三条・第四条をみると登りと下りが混同されているようである。遷都によつて長年使つてきた「上り」、「下り」が逆になつたため生じた不注意によるあやまりであらうか。そのほか別家後の勤務、子供の勤務、元服や初登りの条件が定められてい

る。別家になるのは初登りの年より満一五年後である。これは前述の「雇人年季給金表」にもはつきりあらわれている。

一三、「年限登り土産物」、一四、「寄登り之者扱規則」は、いずれも登国の際の心附や土産物を定めたもので、別家登りの披露の仕方も規定している。

一五、「奉公雇入並ニ店則心得書」の前半は、以上の諸規則によつて定められた勤務上の諸条件を使用者の側から再整理した形になつてゐる。ちがうところは、「積金年給渡指引表」では一五〇円であつた渡世元手金が三〇〇円になつてゐることである。後半において規定されてゐるのは、純益の割の配当金の使い方、仕着料の扱い方、途中退職者の給金、中年迄の仕附給のきめ方、愚鈍な者、病身者で役目が勤まらない場合の給金、引負の規定などである。とりわけ引負の規定はくわしく、各等について初度の金額、再度の金額をきめ、限度以上の引負が生じた場合は解雇されることになつてゐる。勤務年限によつて引負の許容度がことなつてゐるのである。

なお資料の目次および「」内の文字は、整理の都合上筆者が補つたものである。太字も筆者による。

資料

改革仕様稿 目次

一、「勘定総目録作製規則」

二、勘定毎ニ積金表

三、改革見込之表

四、午二月以来 年々雑用掛り平均表 亥一月中迄

五、午二月以来、亥二月定勤迄、年々仕着料並ニ小遣金渡し高

六、年々本家為登金見積表

七、店在勤之者年數 明治八亥二月改

八、雇人年季給金表

九、積金年給渡指引表

一〇、店人配備規則

一一、任中年限表

一二、年限中登国上下表

一三、年限登リ土産物 附リ心附之規則

一四、本家ニテ店登リ之者扱規則

一五、奉公雇人並ニ店則心得書

(表紙)

改革仕様稿

(たて二四センチ、ヨコ二二センチ) だて線罫紙、裏白紙

〔一〕勘定総目録作製規則

一店々二季兩度勘定之節、目出度取結出来ハ、勘定毎ニ拾円宛積金スヘシ、此積金ヲ以不埒貸方催促屢致シ、迎も行不屈節ハ其店方之古貸帳江写除置ル様、其測者出勤之管、へ相談決定致スヘシ、古貸帳へ写除儀者勘定取結ヒ之節ニ奥金揚ニ而帳合致スヘシ、妄ニ除帳不相成ル事

但シ近々附渡リ之古貸分者夫々立合之上取調右帳食を見捨テ古貸帳へ写テ一洗スヘシ

一店々從來ヨリ備金之利子月四朱之処、時節ニ不応利子ニ付、此度仕法改革ニ付別金同様來季勘定ヨリ六朱之利子積リ本家為登ニ可致ル事

一絹太織麻類買入、為登・地売足リ共元買入金者本家ヨリ下シ金之在之融通金を以、仕入等致シル事ニ付、從來之通り店ニ而世話致ス□己本家江之勤メタルヘシ、精々尽力スヘシ

一 下リ古手並ニ地廻リ東京仕入之古手たり共、從來ヨリ本家仕入物其金之利ヲ納メ利益者店ニ而積金ニ仕来リル処、何ノ所柱モナク種々ノ臨時ニ引費已ニ今般御金仕法ハ付無積金ト相成ル

□者利子相納ル儀ハ、從來之通り利益之内諸掛入費引去テ、其余年々廿五円宛引去テ店ニ積金トシテ臨時入費も古手掛リ丈ケ關係之諸備江往々千円ニ充ルハ、其奈者積金ヲモ余クヘシ、其年々廿五円宛利益之内引去タル跡金不殘三店利益合セ合併スヘシ

一 三店ノ全利益金 三店ノ全利トハ實方下店上店利益ノ内此全利之処へ古手ノ全利合併シテ者ケ年之全利高之内者割ヲ配当金、

又式割ヲ店積金 此式割ハ勘定毎ニ百兩宛者 残り金ヲ本家江勘ケ年ニ式百兩積金ヲ言也

定毎ニ為登金ニスヘシ、但雜用割見積リハ上店三分 質店四分 下店三分

一 合併利益金高者割ヲ銘、配当之儀も出勤者始三店掛リ者ハ勿論子供ニ至ル迄配当ス、割方則左之通り

出勤ノ者始

三店之懸リハ者譬ハ

都合拾人

子供 三四人 足リ共平年ニ均シ五人ニ收リ
テ店人前トス

都合拾人ニ割テ年々春勘定ニ粗物料共可相渡、子供
之儀ハ店人分割ヲ五ツニ割テ其セツヲ子供一人毎ニ相

渡、若者共店ニ配リ置也。入用之節ハ何時ニ而も相
渡可申事。若子供三四人ニして老式人分余ル時ハ其年

元服シタル四等格初登リ前之者ハ割渡シ可申事

一二季勘定毎二百円宛、老ケ年ニ二度勘定、式百目は年々積金

ニテ、店修葺大普請火災其余臨時之積金蓄積ケニテ追々仕払

共、三三内ニ充ツル積金ヲ廃スヘシ、千五百円ニ成迄言仕
払、其翌年ヨリ前之如ク積金尚又すべし

但シ小普請之儀若者店雜用小遣帳ニ附出べし、大普請ト云ハ共
修葺料總計三拾円以上言

以下若小普請ト見做シ雜用帳ニテ仕払スヘシ

一絹太織麻類本家仕入ニ付、其入費悉ク明細ニ取調、諸入費ハ
高を以、何懸譜入費トシテ本家江目録ニテ登し、差引濟ニ仕来

リハ、其外店口錢トシテ勘宛致し居、分共廃シテ今般店口錢之
儀者絹太織麻類共仕入金高ノ老分口錢ヲ申請、此老分口錢ノ内

ニテ或ハ買入ニ付出張入用申ニ不及、譬ハ湧井押淵入来ノ節取
賄入費、絹方八月掛金ハ絹見訳ケ之節入費等不残口錢之内ニテ

店持チ本家為登之諸掛ト言ハ、荷造り代・太寶・船送貨並ニハ
しけ入費等、尚又絹太織麻共買入之元口錢ハ別段為登ニ不相

成得とも、買入元ニ加ヘルハ從前之通り、其一切之入費、
(上カ)

口錢之内ニテ致しハ事ニ相成上者、本家ニテモ入用之見積リ
判然トシテ可宜哉、又店ハ金高老分ノ口錢御払ニ相成共本家
並ニ店共双方之損徳ニハ不抱也。其訳ケハ店總勘定利益之内雜

用引去テ全利不残本家為登ニ相成ル規則故也。老分口錢店積金
ニハ不致、小遣帳ニ入算シテ其内ニテ譜入費致ハ事也

一店ニ季勘定總目録指為登ル規則之処、今般ヨリ改正シテ總目
録為登ノ義者、季々二月勘定ニ總目録相認メ指為登也。八月勘

定ノ儀ハ目録相為登ル儀者廢ス。三店丈ケノ勘定取結ヒ而店ニ
テハ代呂物ノ類寄シテ附建雜用差引テ予メノ全利ヲ計ル而已。

質場ニテハ質物押合シテ諸雜用万端差引シテ全利ヲ計ル而已、
三店ノ利益ヲ八月勘定ニハ書按本家江差登ニ而巳、古手麻絹類

惣勘定之儀者年々二月勘定ニ老ケ年之取結ヒ目録帳差登ル事ニ
致ハ度者也

(一) 勘定毎ニ積金表

一金六拾円(鐵) 三店ニ季勘定毎ニ拾円宛積金
七ト万

一金貳拾五円 古手方春勘定之利利益之内積金

一金貳拾円 宗勘定總利益之内 店積金

一金利高老卷 配当金

一買入金高老分 絹麻為登諸雜費入用当テ

一金貳拾円 瀬戸方店御毎ニ歩引積金
一 代預リ之内 兩店共別段積金ニシテ相場違物引落当テ
一直引金高

〔三〕改革見込之表

一 五百九拾六円廿貳拾錢	午八月勘定	未八月勘定	未二月勘定	未八月勘定	未二月勘定	未八月勘定	未二月勘定	未八月勘定	未二月勘定
一 四百九拾五円三十五錢	申二月	申二月	申二月	申二月	申二月	申二月	申二月	申二月	申二月
一 五百拾円九錢	申八月	申八月	申八月	申八月	申八月	申八月	申八月	申八月	申八月
一 九百九円六十八錢	酉二月	酉二月	酉二月	酉二月	酉二月	酉二月	酉二月	酉二月	酉二月
一 千七拾五円三十八錢	酉八月	酉八月	酉八月	酉八月	酉八月	酉八月	酉八月	酉八月	酉八月
一 百六拾九兩	戌二月	戌二月	戌二月	戌二月	戌二月	戌二月	戌二月	戌二月	戌二月
一 百六拾三兩	戌八月	戌八月	戌八月	戌八月	戌八月	戌八月	戌八月	戌八月	戌八月
一 千貳拾百拾九円	亥二月	亥二月	亥二月	亥二月	亥二月	亥二月	亥二月	亥二月	亥二月
一 千三百五十円	午年之分	午年之分	午年之分	午年之分	午年之分	午年之分	午年之分	午年之分	午年之分
一 千百七十四円	古手諸	古手諸	古手諸	古手諸	古手諸	古手諸	古手諸	古手諸	古手諸
一 貳百五円六十一錢	入用	入用	入用	入用	入用	入用	入用	入用	入用
一 六十三兩九十七錢	差引	差引	差引	差引	差引	差引	差引	差引	差引
一 四百九拾貳円八錢	利益	利益	利益	利益	利益	利益	利益	利益	利益
一 三百三十九兩四千錢	高	高	高	高	高	高	高	高	高

一百三十四円九十六錢

亥二月改 同断

一 六百四十一円五拾錢

未四月ヨリ仕法金質方へ預ケ高亥一月中迄質方ヨリ利納メ

宗計

九仙七百九拾円也

此五ヶ年ニ割平均壹ヶ年分

仙九百五拾八円宛也

午二月ヨリ亥二月迄五ヶ年之間ノ平均宗利益高

右午年ヨリ亥二月勘定迄ノ五ヶ年ノ平均ニテハ迎も規則立兼
 い。然ル処巳年六月以來地頭領主之藩札發行ニ相成、月日重而
 至漸諸品高値ニ至リ巳ニ申年迄雜用向等藩札買旁ヲ以、多分之
 金高雜用ニ費シ、且ハ時節不印其割商内も出来不申い。少々取
 上ケ之藩札官札ニ切替損毛不少、一同難洪之時節、賣場ニ於テ
 毛質物取入い其未々成行心痛致しいヨリ、入質相断リ出質入質
 入替而已仕居い事故、自然利集揚リ高も無少、唯出資金返金而
 已ニ而借入不仕いハ、別金之利子等も薄ク、依之前頭ス処之五
 ヶ年平均ヲ前之午年未年之貳ヶ年ヲ見捨テ、申年ヨリ酉戌ノ三
 ヶ年ニ基キ仕法規則頭ス左ノ通り

一 五百拾円九錢

申八月勘定分 壹ヶ年万利登リ高
 酉二月勘定合併

一 九百九円六十八錢

酉八月 同断

一 千七拾五円三十八錢

戌八月 同断
 亥二月 同断

一千貳百拾九円

申八月勘定ト雑用差引三店利益
酉二月〃合併

一千三百五千元

酉八月〃 同勘
戌二月〃

一千百七十四円

戌八月〃 同勘
亥二月〃

一五百拾三円也

仕法積金千四百廿五円未年〆預ケ分
申二月〆亥一月中三ヶ年贖方〆利納分

宗計七仙七百拾七円五拾九銭

此三ヶ年ニ割テ啗ケ年平均

貳千五百六拾六円廿六銭少也

此如

一 正積代大スシ丸

本家へ年々上し金見込

一 凡正大丸

正積丸之全利高啗割配当金見込

一 直大丸

店臨時当積金

一 ヲシス丸

古手臨時当積金

一 エシ丸

三店勘定毎シ丸宛積金

一 正大ヲシス丸

十式人仕着料見込
旧来十人迄仕着料差引 増高

一 貳千四百六十両也

差引正大丸余

残ル見込ニ相成ル得共配当金之方増宛
仕着料ノ増金ニ果ス歟

〔四〕 午二月以来
亥一月中迄年々雑用掛リ平均表

一 四百九十貳円四十五銭

午八月改雑用高

一 六百九十貳円八拾七銭

未二月改 同勘

一 五百壹円ト九銭

〃八月改 同勘

一 五百三十九円七拾貳銭

申八月改メハ

一 五百六十一円六十七銭

〃二月改メハ

一 四百九十五円五十九銭

酉二月改メ

一 三百八十五円拾銭

〃八月改メ

一 五百円九十一銭

戌二月改メ

一 三百五拾一円廿六銭

戌八月改メ

一 五百四十三円十八銭

亥二月改メ

一 五仙六拾三円五十五銭也

内 五拾円也

小善請方借財先ノ分
二ヶ年ニ割濟ニ致シ置□リ

一 四拾八円斗

成年土蔵移渡勘定ノ節
善請当テニ引去、初金之内ニテ仕払済込テ
此善請代金凡□□割共五ヶ年之都合之百円
割合ハ、啗ケ年ニ凡廿円宛善請濟リニ相
成居ル姿

一 内百四拾壹円

善兵衛 申八月〆
兵 八 戌八月迄 上し高引去ル

差引テ

四仙九百廿四十五銭也

此五ヶ年ニ割テ啗ケ年平均

九百八拾四円拾壹銭宛也

右五ヶ年之内、午未年〆申酉迄ハ藩札も有之、夫か為諸品高直
ニ相成雑用高年々相當ミル得共、午未年之兩年ヲ去テ甲酉戌ノ
三ヶ年之雑用高左ニ顯シ平均ヲ見ル事左ノ通り

一 五百三拾九兩七十五錢 申二月迄 勘定雜用 高

一 四百九十五兩五十九錢 酉二月改 同

一 三百八十五兩拾錢 〃八月改 同

一 五百四十九兩一錢 戌二月改 同

一 二百五十一兩廿六錢少 〃八月 同

一 五百四十三兩十八錢少 亥二月改 同

一 貳千八百拾五兩七十七錢 〃貳千八百拾五兩七十七錢

外ニ四拾八兩也 戌二月改普請当除金ヲ以 土藏之修覆分加ヘル

内百四拾壹兩 申八月勘定 〃 三人給金分上し高引去ル

差引貳仙七百廿貳兩七拾七錢 申二月勘定後 〃 亥二月勘定申酉戌三ヶ年高

此三ツ割壹ヶ年分 九百七兩五拾八錢少

前之五ヶ年之平均壹ヶ年分 差引テ

七拾六兩五十錢宛 壹カ年ニ減シル也

(五) 午二月以来 亥二月勘定迄 年々仕着料並ニ小遣金渡し高

一 拾五兩貳分 午八月六人之分

一 拾四兩貳分 〃冬六人分

一 廿三兩 未八月八人分

一 廿四兩貳分 〃冬 八人分

一 廿四也 申冬 七人分

一 廿六兩貳分 酉八月九人分

一 三十一兩貳分 〃冬 十人分

一 廿七兩貳步 戌八月分十人

一 廿九兩貳步 〃冬 分十人

〃貳百三十四兩也 此壹ヶ年平均

四拾八兩八十錢宛也 外ニ六兩也 年々下男給分

右先年ヨリ仕来リ給分之処今般改正シテ 第一等之者三人 四十八兩

〃二等之者三人 四十八兩

〃三等之者三人 三十九兩

〃四等之者三人 三拾兩

下男 貳人 三拾兩 〃拾貳人 給宗計 〃百八拾一兩

仕来リ之給金平均 差引年々

百廿六兩五拾錢宛 余分ニ相成ル 右之内

七拾六兩五十錢 雜用掛リ差引試シ五ヶ年分 三ヶ年分平均試シトシテ 差引ニ成ル

五拾兩也 加増ニ相成ル分、全利見積差引其過 金百兩之内ニテ持出しハ敷

(六) 年々本家為登金見積表

当二月改以後来二月ニ至テ丸壹ケ年ニ

一ユ大ヨシエ丸

三店備金利子

一長大丸

別金利子

一ヲ大丸余

古午節並ニ
万利集口之高

一モ大丸

三店利益
配当積金引去高

凡正積ヨ大丸

右之内

一ヒ大スシ丸

本家諸入用
賄与 荷

一ス大丸

新預リ金利子

一ユ大丸

別家渡し金

一ヲ大スシ丸

給金当積金

正積代大丸也

三店備金

一ニ積丸

質方

一正積ス大丸

鉄方

一正積丸

セ卜方

但シ利子ハ月六朱定ル
別金も同断

右三店金利積

一正積丸

雜用差引テ利益
並ニ古手全利共

内正大丸

全利高之卷割
配当引去ル

直大丸

店積金引去ル

引残久大丸也

正味本家為登

(七) 店在勤之者年數 明治八亥二月改

定七

万治元申三月初下リ
慶応元丑一月元服

寅年ヨリ年數定メ

忠七

文久四亥六月初下リ
慶応元丑一月元服

寅年ヨリ同断

嘉七

慶応三卯十月初下リ
明治六酉二月元服

戌年ヨリ同断

改政吉

明治三年五月初下リ
六酉二月元服

戌年ヨリ同断

菅治郎

明治三年五月初下リ
同 八亥八月元服

子年ヨリ同断

元三郎

明治四未八月初下リ
同 八亥一月元服

子年ヨリ同断

兵助

明治三未九月初下リ
元服

中年ニテ 未年ヨリ同断

良助

明治四未八月初下リ
五申四月元服

十二年九月 酉年ヨリ同断

義八

明治四年六月初下リ

中年ニテ 亥二月□走

常七

明治四未八月初下リ

中年ニテ 亥一月□走

弥七

明治四未六月初下リ

同六西五月初下リ

友吉

同六西十二月初下リ

亥四月附為登

〔八〕雇人年季給金表

同辰	同卯	同寅	同丑	同子	同亥	同戌	同酉	同申	同未	同午	同巳	明辰	同卯	同寅	慶應
十三年	十二年	十一年	十年	九年	八年	七年	六年	五年	四年	三年	二年	元年	三年	二年	元年
亥		龜	万		元	正	力	良	兵	義					忠定
	龜	万		元	正	力	良	兵	義					忠定	
龜	万		元	正	力	良	兵	義					忠定		
万		元	正	力	良	兵	義					忠定			
	元	正	力	良	兵	義					忠定				
元	正	力	良	兵	義				忠	定					
正	力	良	兵	義				忠	定						
力	良	兵	義				忠	定							
良	兵	義				忠	定								
兵	義				忠	定									
義			忠	定											
			忠	定											
		忠	定												
	忠	定													
忠	定														
別家	定														50
百六十九円	百五十九円	百四十円	百三十一円	百拾一円	百六円	八十九円	七十三円	五十八円	四十五円	十六円	三十円	廿八円	廿六円	廿四円	廿弍円

巳
未

定七忠七両名慶応五年ノ給金附金違寅年ヨリ給也
未別家者ケ年宛送ル也

良助事者全ク酉年ヨリ給分ニ居ル也、未同断
嘉七事ハ全ク戌年ヨリ同断
元三郎事ハ全ク子年ヨリ同断

〔九〕 明治八亥八月ヨリ年々兩度勘定毎ニ

積金年給渡指引表

但し慶応元丑年ヨリ改正
給金法明治八年ヨリ
積金ニテ仕扱表

一明治八年亥八月勘定ヨリ其都度百五拾円宛ニ季勘定毎ニ往年
々積ニテ年給仕扱、明治九年二月勘定ニテ合テ三百円也、是ヲ
亥年中之積金トシテ初メル、左之則但し明治八年ヨリ初メテ同
九年ノ二月勘定初積金高ト
ス

明治九年子二月ニ至テ
積金三百円也

〃 十年丑二月ニ至テ
同 六百円也

〃 十壹年寅
同 九百円也

〃 十貳年卯
同 千貳百円也

〃 十三年辰
同 千五百円也

内貳百七十円定別家ニ付給金渡
金分但保美金
内貳百五十円別家ニ付諸入用

〃 十四 巳
同千三百八十円 内 忠七渡し金同断
都合四百廿円渡し金

〃 十五 午
同千貳百六十円

〃 十六 未
同千五百六十円

〃 十七 申
同千八百六十円 内 百五拾円也

〃 十八 酉
同貳千拾円 内 百五十円也 忠七同断

〃 十九 戌
同貳千百六十円 内 四百廿円 兵渡し金高

〃 廿年 亥
同貳千〇四拾円 内 四百廿円 良渡し金

〃 廿壹 子
同千九百貳十円 内 四百廿円 嘉渡し金

〃 廿貳 丑
同千八百円 内 四百廿円 正渡し金

〃 貳三
同千六百八十円 内 四百廿円 元渡し 兵渡し
又 百五十円

定七別家後三ヶ
年出勤料渡全年
二月ニ下渡ス昨
年ヨリ退身

第三条

一 店帳場 (兼用ニテ一帳ノ事ヲ云フ) 勤番之者 壹人

但し此帳場ニ從來之通諸帳簿ハ別冊ニシテ総テ帳合同ヲナスヘシ

売上当座帳ノ義ハ一冊ニ附込ニシテ瀬戸方之分ヲ押印

シテ勘定ニ分ツヘシ、市日勘定ニモ双方店立合改ムヘシ

但シ拾錢迄ノ小売ハ其売上場ノ売帳ニ記シ其日々々夜

分計算シテ高ニテ帳場ニ入金スヘシ、尤も上羽ハ翌日ヘ持出ス事

第四条

一 鉄方掛リ隊長 壹人

同 次役 壹人

貳式人

第五条

一 瀬戸荒物掛リ 隊長壹人

同 二役壹人

貳式人

第六条

右之外ニ手明之者或三人何れも初登リ前後ニテ之者持場ヲ不定メ備ヘ登テ、其日之鬮ヲ歌音方ヘ手伝ヲナスヘシ、且又右店

掛リ之者年登年限ニシテ登國或ハ仕入掛廻リ出張致スノ留主中

ヲ一段宛換上ケテ手明之者ヲ其店ヘ居テ、以日用勤メサスヘシ

第七条

一 諸方ヨリ註文物荷造リ之節ハ其掛リ隊長次役ヨリ指揮有時ハ

粗鹿無之様心掛ケ入念ニ立申ヘク事、次役手透之時ハ頭取テ荷造手伝フヘシ、多分ニ荷造リ有トキハ手明之者一同ニ手伝スヘク事ニ心得ヘシ

荷物水揚ケ藏入之時も同断、一同ニ手伝スヘシ

第八条

一 子供諸用相済ハ、妄ニ浦廻リ勝手二階等ヘ不引籠シテ、店々ヘ別レテ商内業体ヲ見習ヘシ、夜分ハ算筆ヲ心掛ケヘシ

(一一) 任中年限表

第一条 子供中テハ店內事務從來之通り使歩行ヲ主トシ夜ハ算筆心掛ケ總テ懈怠スヘカラス、第五等トス

第二条 初登リシテ其年ヨリ五ヶ年之間、何れノ店掛リト不定ト雖トモ、其五ヶ年之中テハ三店之内其日々鬮ケ敷方ヲ廻リ

合、其要用ヲ勤ムヘシ、第四等トス

但シ初登リ前ト雖トモ元服シテハ一同之勤メタルヘシ

第三条 次之五ヶ年ハ三店之内ヲ持切、売場ヲ引請入精スヘシ (是を其店掛リ之次役ト言)、第三等トス

第四条 未ノ五ヶ年ハ弥々其店之番頭ニシテ益々入精ヲ仰テ以、其店年中ノ會計ヲ計リ商法之規範ヲ建テ勉強ニ季勘定重立也 (是ヲ部屋頭ト言) 第二等トス

但シ其店掛リ引請テ重立者式人ニ限ルヘシ

第五条 帳場奥及質方者從來之通り、鉄方及瀬戸方之帳場ヲ廃止シテ、明治八亥年店類焼建築開店ヨリ鉄方ニ帳場ヲ立テ瀬

戸方兼務也、此帳場者勤番之者半季交代ニ年々二月勘定後ヨリ八月勘定迄、八月ノ勘定後ヨリ翌年二月勘定迄半季代リ詰切也、質方帳場トモ勤番者ヲ第一等トス
右改正規則之処当分無人ニ付開店之後本年八月ヨリ迫リ合左ノ通り

一 質方帳場勤番之者奥帳場兼帯ス
良助

一 質物出入取引掛リ
元三郎

一 両店兼用帳場勤番之者
宍人

一 鉄方 塵頭
兵助

同 次役
嘉七

一 瀬戸方 塵頭
定七

同 次役
忠七

三店へ兼帯補助
正七

同 元三郎

同 菅治郎

右店々掛リ塵頭次役之式人ニテ五ヶ年代リ持切也、今之塵頭五ヶ年勤メテ其店へ果役也、然ル上者今之次役一等昇進シテ隊長也、又次役之者ハ今之羈備シ人ノ迫リ合之者ノ内ヨリ見立夫、持場ヲ定メテ五ヶ年ノ間次役トス、此者次役五ヶ年勤メテ其年限ニ至レハ今ノ子供成人シテ元服スヘシ、左ハハ、又三店ノ迫リ合手伝也

但し今ノ質方手違勝ゆへ次役ヲ不定、往々闇ヶ敷廻リ兼ハ

節ハ除備之者ノ中ヨリ見立次役ト定ムヘシ、当分補助ヲ請テ帳場之外掛リ宍人ニシ廻リ合ヘシ

右定七銭ハ今ヨリ六ヶ年之後別家也、忠七七ヶ年目後別家也、

鉄方兵助本年ヨリ五ヶ年之後者又五ヶ年質方詰隊長也、其翌年宍ヶ年勤番同格タルヘシ、其又翌年別家也、何れも別家致ス其年者休年、又翌年ヨリ三ヶ年之間勤番出到スヘシ、(店廻リ出勤帳場詰並ニ登国上下ハ規則ハ別冊年限中登国上下之表ニ見合ヘシ)

一 別家ノ後勤番下向之節ハ、其別宅シタル買得書並ニ地券証共不残本家江差出シ預リ置ル事、勤上ケ之上ハ相渡ス也

〔一二〕年限中登国上下表

第一条

一 勤番之者下向店出勤シテ、店用宍ヶ年勤メテ後チ、半季ノ登国休息 (宍ヶ年店ニ事務ト言ハ質方ト店方トノ帳場半季代リニシテ勤メテ宍ヶ年也、其□ノ勘定見立テ跡引渡シテ半季ノ登国トス)

但し半季ノ休息ト雖トモ五ヶ月ニ不過、其中本家出勤兼テ

私宅ノ要用ヲナスヘシ

右上下概略左則(譬ヘテ言)

子ノ十二月ニ下向シテ

丑ノ二月勘定後質方勤メ、八月改勘定後跡役ニ渡ス

同 八月勘定後ノ店方勤メ、翌年ノ二月改迄

第二条

寅ノ二月勘定後跡役ニ渡シテ登国休息ス
同 七月節前ニ下向シテ
同 八月勘定ノ後又寅方へ出勤ス、余年定ニ準シル

一 帳場廻リ如左

亥十二月ニ甲下リ
子 七月ニ乙下リ 二月^甲寅方
子十二月ニ丙下リ 八月^乙寅方
丑 七月ニ甲下リ 二月^丙寅方 八月^甲店方
丑十二月ニ乙下リ 八月^甲寅方 八月^丙店方 八月^乙登リ
寅 七月ニ丙下リ 二月^乙寅方 二月^申店方 二月^丙登リ
寅 八月^丙寅方 八月^乙店方 八月^甲登リ
卯 二月^丙店方 二月^乙登リ
卯 八月^丙登リ
余ハ是ニ準スヘシ

第三条

一年限任中ノ者上下如左

子 初登リ 卯 二登リ 午 三登リ
酉 四登リ 子 五登リ 卯 六別家登リ

何れも登リ順年如斯、是迄登リ年限四ヶ年目ト唱ト年數差違居ル者も有之、全クハ三年五登リニシテ年數拾五ヶ年也

第四条

一 別宅之後三ヶ年店勤番ハ此規則之中ノ第一条ト異ナラス、家宅身修メ之專ハ前年ヨリ心掛置テ成丈ケ手早ニ片附テ其年ノ

第五条

十二月ニハ下向ノ積リニスヘシ、若片附兼半季壹ヶ年延引ニ及ハ、夫丈ケ之延季其先ヲ勤ムヘシ、規則ノ年限欠ク可カラス

一 子供拾貳三歳ヨリ店ニ下リテ日用ヲ勤メ年數ヲ追テ背丈ケ成

人ス雖トモ店セ用並ニ算術読書ニ疎キ者元服ノ申附ケ遅速スト心得ヘシ、其内癩癘之者ハ年齡ヲ不待下向先立テ之者有トモ夫ニ不抱元服申附事有ルヘシ、依テ万端勉強スヘシ

第六条

一 子供之内ニシテ末ノ年期不定事ハ元服申附ケ其年終テヨリ翌年ヲ初登リト定メ、此初登リノ年ヨリ滿十五ヶ年ノ閉年ニテ別家申附ケル也、初登リヨリ年限中者十五ヶ年ノ規則ニテ子供下向シテヨリ元服迄ノ年限ハ定ラス、第五條ノ如ク早遲ニテ定メカタシ、是モ年限中規則ノ善本ニシテ為ニ願ス也

第七条

一 第三條ニ準ル処ノ上國上下ノ表登リ年翌年ヨリ三ヶ年目ノ登リ順年ナレトモ、店ノ人都合ニヨツテ壹ヶ年ノ前後イタス事情ヘシ、夫ハ二度目登リ歟、三度登リ歟、何れ者五ヶ年度登リ迄テニ壹ヶ年ノ早遲ニテ、滿十五ヶ年之中ニ入合セニナリ、決テ勤ル者ノ損年ニハナラサル也

一 勤番並ニ任中之者誰レニ不拘、臨時私用或ハ病氣ニテ引籠ル

歟又國元江登リテ無抛臨時出来下向延引成等儀有之ハ、其則ハ(店人配備規則ノ内第六條ニ基クヘシ)、若又勤番ノ者ニ

有時ハ店方ノ帳場勤番ノ者ヲ質方江操上ケ、店方帳場ハ店ノ
隊長ヲ持テ以其次役ヲ次第二操上ケヘシ、余ハ是ニ準ル

(一三) 年限登り土産物

店ニシテ
附リ心附之規則

初登り之者

一 太織小倉帶

沓筋

一 木綿濡伴

沓ツ

一 小倉三尺帶

沓筋

一 薄花股引

沓足

一 紺脚半草鞋掛

沓足宛

一 簀笠

沓□

一 兩合羽者店之遣用貸下向之節当人求メル共適宜、其外色
物打かへ之儀も店有合貸、其後追、心懸ケ調へ置ヘシ

一 初登り之者へ金拾円 小遣イトシテ遣ス

麻三百円

土産トシテ遣ス

一 式度登りヨリ仕着料小遣金等平年ニ遣シ有之故、小遣金ト
テハ別段不足入用之者ハ奥帳場ヨリ借用スヘシ

麻五百円宛者登リ毎ニ土産物ニ遣ス也

二度登ヨリ者更々、外心得等無之事

(一四) 本家ニテ店登リ之者扱規則ハ

一 店登リ之者江初登ヨリ親元並ニ本人江被下物仕来リテ廢ス、

改正シテ初登リヨリ五度登リ迄店登リ毎ニ

一金沓円 親元江土産物料トシテ

一金百疋或ハ銀式拾銭 酒料トシテ

一 鯛或ハ鮓 沓包

右五度登リ迄ハ都度被下度事也

一 六度登リハ別家ニ附而親中老人ヲ呼上ケ本人其次の間ニ置テ
永年勤方ニヨツテ此度之登リニ別家申附ル言葉有テ、直ニ面
人之中へ仕附金目録手渡シ相済、座敷ニテ一同御酒被下、遠
路ナレハ其夜一泊サセ、翌日親人同道ニテ里へ送ル返スヘ
シ

但シ御酒被下ハ席ニテ先別家之者呼上ケ披露ス、併其時ニ
当テ店出勤留守之者ハ家内ニ不及、其時居合セ者而巳
此者ヨリ留主へ伝言披露而巳

其後之勤番務メ上ケテ後世元手金御渡し之砌者尚更之
事、併先別家之披露ニ不及

(一五) 奉公雇入並ニ店則心得書

一 本家ニテ他ヨリ子供ヲ抱ヘ店下シハ先ツ本家ニ半季一ヶ年ナ
リ使ヒ試ミ、氣質確実成ル者ニルハ、一ヶ年置隔年ニ老人宛
下ス事

但シ本家ニテ十才位ヨリ召抱候モ適宜、総テ店下シ年令ハ
十式三才ヨリ廿四才迄ニ限ルヘシ、徴兵ノ憂因ナキ事
ニ注意スヘシ

附リ是迄本家ニ老人宛ノ子供置テ主用ニノミ關係繁

務、店下シノ後盲人同様ニニテ算筆ノ折南積月口輕テ無人ノ折節ハ不都合不少、依テ本家ニテ此店二人宛ヲ置キ、其内ヲ見立店下シ可然、其内ニモ無算之者ハ仕込ミ易クハ適宜

一店下シノ子供(譬へ本家ニ何年召使ヒ相成ルトモ)元服シテ(店下シノ後モ子供之内ハ年限不定)

ヨリ翌年ノ初登リヨリ年限拾五ヶ年ト定ム、翌拾六ヶ年目別宅ノ規則也、此年限中ニ初登リノ其年ヨリ累拳シテ四ヶ年目ニシテ一度上下七拾日ノ晦遭シ、都合六ヶ度國ノ親元へ登ス也、賂用金之錢者店持ニテ自分ニ不拘也、但シ賂用金之儀ハ

隨ヒ多寡有ト雖トモ前々之上下ニ基キ至當ニシテ渡ス也

一年限登リ之禰、登國逗留中並ニ土産物道中小遣金之儀者、年々仕着料ト共ニ相渡置ル小遣金成丈ヶ平日ニ為殘置様注意シテ、登リ之節ニ配當金ヲ餘テ仕着料小遣金差引残リ相渡シ、登國中ノ小遣ニ致サスヘシ

一年限ノ初登リ子年ニ當テ登國上下スレハ二度目ハ如ノ年、三度目ハ午、四度目ハ酉、五度目ハ子、六度目ハ卯ニ當テ別家トス、此卯年中ハ家宅ヲ權江修身ニ付、壹ヶ年ハ休年致サス也、併シ其年ノ十二月ニ下旬出勤シテ三ヶ年ノ間帳場勤番交代スヘシ、総テ年限中勤方ハ(任中年限表ヲ見合スヘシ)

一年中平常ニ身体ヲ不厭、万事ニ心附キ、持役ノ外事ニ其人タル持役ノ中ヲ常ニ補助シテ日用ヲナス者、別家ノ節ニ目鑑ヲ以、相當ノ祝物ヲ遣スヘシ

但シ身惜ミ業体ニ附テモ平常懈怠之者有ハ折々申聞セ候

モ、不用シテ怠リ勝之者ハ無用捨差為登ニマヘシ

一年限中首尾克勤上ヶ候者ハ別家之節金貳百五拾円ヲ渡呈スヘシ、但シ給金ニ積リテ初登リノ年々壹ヶ年十円ニ下ラス、拾五年ノ先ニテ廿五円ニ多カラス(給金表見積リ書ヲ見合スヘシ)

別家ノ年壹ヶ年ヲ休息致サセ、其十二月ヨリ出勤下向サセ、翌年ヨリ又三ヶ年之間勤番首尾克相勤候者へ者退役申附ヶ、渡世元手金トシテ三百円ヲ渡呈スヘシ

但シ此立法ハ別冊給金員發リ表ヲ見合ヘシ

一年限在店勤中、其銘々勉勵入精ニヨツテ多分ノ利徳ヲ年々本家江要スヲ以、一統ノ活斗視ルナリ、然ルニ本年明治八年之初ニテ、去ル寅年ヨリ時節不宣シテ本家登金等明治末年以來從前店不持滞金濟方仕法ニ付金利子之外絶テ不登、漸次明治八年二月勘定ニ皆済ニ及ヒ、爰ヲ以從前之規則更ニ廢スル処、明治八年二月近隣ヨリ出火シテ類焼ス、其後庶務請建築出来五月開店ヨリ改正シテ全部別冊之通り用ス

一在店勤中其銘々勉勵入精ヨリシテ利徳有、此利益ノ内ニテ諸雜費引去、利益ノ高外壹割ヲ店一統ニ配當致サスヘシ(此割方店規則ノ第六條ヲ見合スヘシ)、此配當金ハ銘々へ遣ス所ノ仕着セ他物料ニ及ヒ、小遣金共ニ一時預リ置也、其当人入用ノ節ハ何時ニテモ渡スト雖トモ配當金之儀ハ妄ニ遣捨サス可カラス

一仕着料及ヒ小遣金等夏冬兩度ニシテ、店帳合一時預リ置キ、本人入用之節何時ニテモ相渡ス事ニ付、自今着類ハ申ニ不

及、譬へ手廻り物買入候代金通帳或ハ其買先之帳合借リニ不致の様、荒増ノ金額見積リ壹円貳毫半、貳円トシテ奥ノ貸渡シ、払其都度ニ為致ヘシ

附言 (是迄ハ通帳ヲ其銘々江貸渡シ或ハ無断買物致シ通帳ニ記シ有之、又其際書出し等ニテ仕訳其手形不少、)

店用買物ハ別段之事也

右何品見本ヲ取寄セ買求メストモ、其本人ヨリ品借入之書証ヲ為持テ取寄スヘシ、其時買入代金現ニ払サスヘシ、決而借置ノ儀不相成候事、店用之買物モ通帳或者書附ヲ為持遣シ代金ノ儀ハ此限ニあらずト雖トモ借入之分ハ逸々通帳ニ記サスヘシ

但し繰テノ通帳モ月々改メテ其進用ヲ記スヘキ事

一奉公人勤メ年限中途ニ故有テ暇ヲ乞、身退候者有時ハ、其勤メタル年数ヲ別家ノ年限ノ渡呈金貳百五十円ノ割合ヲ以渡ス、金額左ノ通り

- 一 拾五ヶ年迄ニ相勤候者 (壹ヶ年十貳円五十銭) 貳百円ニ止ル
- 一 拾ヶ年迄ハ (壹ヶ年七円五十銭ノ割合ヲ以) 七拾五円ニ止ル
- 一 五ヶ年迄ハ (壹ヶ年五円宛ノ割合ヲ以テ) 廿五円ニ止ル
- 一 元服シテ初登リ之初初登リ迄ハ (凡五ヶ年壹ヶ年式円ノ積リ) 拾円ニ止ル
- 一 子供ニシテ元服前ニ至ルトモ (凡五ヶ年壹ヶ年壹円宛之積リ) 五円ニ止ル

此外ニ子供ニ至ルトモ仕着物ハ勿論、配当金有ハ渡ス也
若者ハ仕着料小遣金等内貸金差引シテ配当金トモニ渡ス也

但シ

右之内ヨリ勤メタル者ニ及本家ニテ成人シテ元服後下向勤メタルモ右之規則ニ当テル

但シ元服シテヨリ召抱タル中年者ハ此限ニアラス

一 子供ハ奉公人年限中己レノ存意ニ不適シテ若店出走欠落等イタシ、其後ニ及ヒ親里へ歸リ自己ノ勝手ノミ申立、暇願出し候節ハ、不実意ナレトモ其罪ヲ憎シテ其人ヲ不憎シテ、矢張前頭之規則ニ照準シテ遣スヘシ

一 年齢之者中年ニ召抱ヘ店規則ノ仕附給ニテ最初ヨリ取究メタル者ニテ、若年限途中ニテ己レノ存意ニ不適シテ暇願出し、或ハ出走欠落致、其後親元ヨリ自己ノ勝手申立暇願ひ節も不止得暇遣ス時ハ、中年者ハ前頭ス暇金規則之年限一等ヲ昇テ其年数ニ計算シテ給分ヲ遣スヘシ

一 中年抱へ之者最初ヨリ壹ヶ年何程ト給金ニ定メタル者ハ此限ニアラス、最初約定ノ給分ニ定ル也

右何れも取替金引負持逃金高差引渡ス也、多分ノ金額引負持逃等ハ親元へ掛ケ合ニ及也

一 中年之者仕附給ニ而召抱ヘ店下シニ相成節ハ其寄量有之トモ、渡世向見習之為四等ニ置、渡世向熟知いたしハ、直ニ翌年分三等ニ置ク、三等五ヶ年之翌二等ニ置ク、或等拾ヶ年之後者壹等之格也

但シ人都合無人ニ依而中年之者置クニ寄、其時之都合ニヨ

ツテ式等五ヶ年之後、跡五ヶ年ハ式等之格テ帳場ヲ長年持タセ候事も有之也、其翌年別家シテ壹等之格ヲ昇ル也

一 中年抱之者年々給金ニ定メ、年々親元へ金子相渡し、其年々給分相渡しし者、後年之引負持逃等艱苦有之ハ、店下ニ相成ル其年ヨリ第四等ニ置テ、寄量有之者ハ翌年ヨリ三等ニ昇ス、三等ヨリ二等ニテ拾ヶ年敷拾ヶ年也相過、確實成者ト見究メ相附ルハ、第一等ニ昇シ帳元ヲ持スヘシ、尤も一店限り之掛リニ而者二店之帳場役少、勤リ兼ル場合も有之ハ故、或等之処ニテ三店之取引振或ハ帳合之規則に熟知いたしハ様、店々へ五ヶ年宛も勤メサセ皮事也

但し此之トキハ三店ニテ五ヶ年宛居テ拾五ヶ年之後ニ相成

ル得とも、上店ト質店ト両店ニ或等之隊長五ヶ年宛も居リルハ、帳合万端之振合相訳る事故と存シハ、其上親元健成者察又ハ本人別段確實成者ナレハ其後一等之帳場持スヘシ、或可ハ二等ニ止マル

一 当ル本人ニテ第一商売ノ業体者勿論万端ノ事務ニ疎キ者敷或ハ平日病身ニテ役向勤リ兼ルト見究ムルトキハ、奉公年限ノ途中順登リ限トシテ定ム、其節ノ心附ハ左ノ通り

初登リ之節ハ 五円

二度登リ之節ハ 拾五円

三度登リ之節ハ 三拾五円

四度登リ之節ハ 七拾五円

五度登リ之節ハ 百五拾円

六度登リ之節ハ別家ニ付其節ニ至リ不都合思ひ無之候、

早ク四五度登リ之節迄ニ鑑定スヘシ

但し仕着セ料小遣金渡貸差引残リ有之ハ渡スヘシ、不足金

之トキハ配当金之内ニテ引去渡ス也

一 前書ニ準ル万事愚鈍成ル者ニテ往々店頭ヨリ勤番務リ兼候鑑定ニテ暇ニ遣シ候節、親元ニ於テモ難渋ノ次篤直々申立ル敷、親類ヲ以己前之通り召遣ひ呉シ候様ニ屢々懇願ストモ、事實見込ミ無之者ハ初登リ之者無論、譬へ二度登リタリトモ急度断切、引渡スヘシ、三度登リヨリ之者ハ少シ者見込之場モ有之ハ無廻ノ場合ニ至テハ、往々迄モ店方売場且ハ質場ナラハ次役迄ノ見込ミニテ、親元或ハ親類身寄之者ニ談合シテ、未永クモ見返シ遣ス時ハ、跡年々ノ給金ヲ定ム可シ、其時ノ割合左ニ標記ス

一 三度登リ之者壹ヶ年 八円ノ給分ヨリ上ラス

一 四度登リ之者ハ 拾貳円ノ給分ヨリ登ラス

一 五度登リ之者ハ 拾五円ノ給分ヨリ登ラス

右之給分ニテ親元並ニ本人承知ルハ、無年限ニテモ引廻シ申ヘク事、其内ニモ親元或ハ本人ヨリ取戻願出スモ適宜、右之者ニテモ配当割者同一也、

但し仕着料小遣ハ第三等分不登

一 親元不如意ニシテ奉公人ノ仕附金或ハ給金之内借用致し殿願出シ、本人承知之上タリトモ、其勤ル年敷ヲ給金表テ見合シ、其金額ノ四ヶ一ヨリ内貸不致ル事、本人成人ノ上者難渋之基也、且ハ人物之愚味ニヨツテ未ノ取斗方ニ不都合モ有之也一 本人心得違ヨリシテ持逃或ハ引負等出来ル節ハ見返ノ外ト雖トモ急度其親元ヨリ弁代金約定証書ヲ取置タキ事ナリ、此書式左ノ通り

(原文空白)

(地方)

一 引負等出来、差タル程ニモ無之、其本人ニ見込有テ見返シ、再勤致サセ候節ハ、引負ノ金額本家ニ取替置キ往年ノ仕附金或ハ渡世元手金並ニ給金之間ニテ引去リ、其金額ヲ償ハサセ、其引負ノ一旦ヲ許ス、金額ニ寄テ執斗方左ノ規則

一 第五等之者三円未満ハ本家ニ取替置共再度ニシテ五円以上ノ金高ハ暇

一 第四等之者之内元服シテ初登リ前之者五円未満ハ一ト度取替金ストモ再度ニシテ拾円限リ 暇

一 正四等之者拾円未満ハ一ト度取替金ストモ再度ニシテ貳拾円限リ 暇

一 第三等之者貳拾円未満ハ一ト度取替、再度ニシテ五拾円限 暇

一 第二等之者五十円未満ハ一ト度取替、再度ニシテ百五十円限リ 暇

右限リニシテ暇遣シ候節ハ当人之着類並ニ店ニ預リ金有時ハ差遣シ可申事、金額以上之者ハ不残不渡シテ關消ニスヘシ

一 第一等之者引負出来則キハ

一 其金額五拾円未満ハ壹ケ年ノ出勤ヲ増シテ貳ケ年ノ年俸ニシテ取立遣スヘシ

一 金高五十円以上ヨリ出勤貳ケ年ヲ増テ 三ケ年ノ年俸

一 同 百円以上ヨリ 百五十円未満ハ 出勤三ケ年ヲ増テ 四ケ年ノ年俸

一 同 百五十円以上 貳百円未満ハ 出勤四ケ年ヲ増テ 五ケ年俸
右年限ヲ増テ年賦取立ノ勘弁スト雖トモ其年限中ニ引負出来、其金額五百円以上ノ高ニ或ル時ハ、即時ニ家宅諸色市売ヲ申付ケ、売代ヲ以皆金償サセ、不足ストキハ年賦証書差入サセ、暇ヲ遣シテ年賦取立ヘシ、再度ノ引負ナス者ハ嘗ヘ償金ストモ暇ヲ遣ス也

〔付記〕この研究は同志社大学人文科学研究所の研究助成金（昭和三十六年度）による研究の一部である。なお史料については近江八幡市新左衛門町、真崎重右衛門翁のお世話になつた。記してお礼申しあげる。なお他にも興味深い史料を見せて頂いたので、機会をみて発表する積りである。